

# 郡山市市民活動推進顕彰事業実施要綱

平成20年7月31日制定

平成23年6月1日一部改正

平成25年6月14日一部改正

平成26年7月24日一部改正

平成31年3月28日一部改正

令和4年7月5日一部改正

令和5年7月6日一部改正

令和8年3月24日一部改正

[市民部市民・NPO活動推進課]

## 郡山市市民活動推進顕彰事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において地域の特性を生かした創造性豊かな地域づくり又は波及効果が期待できる市民活動を行い、魅力と活力あるまちづくりに先導的又は先進的な役割を果たしたと認められる市民又は団体等を顕彰することにより、今後の市民活動の一層の普及、拡大を図り、協働のまちづくりの推進に寄与することを目的として実施する郡山市市民活動推進顕彰事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(顕彰対象者)

第2条 顕彰の対象となる者は、郡山市民を対象とした活動をしている個人又は団体若しくは事業者(以下「団体等」という。)とする。

(顕彰対象活動)

第3条 顕彰の対象となる活動は、本市の魅力を発信できる先導的な取り組みを行っている活動で、次の各号のいずれかに該当する活動のうち、政治、宗教又は営利を目的とする活動でないものとする。

- (1) 地域の資源及び特性を十分に活用した地域づくり活動
- (2) 自分たちの住む地域を、誇りと生きがいを持てる、明るく住みよい地域にするためのコミュニティ活動
- (3) 地域の課題を解決するための人づくり又はまちづくり活動
- (4) 地域の連帯感を創出するとともに、他の地域との交流につながる地域活性化活動
- (5) ふるさと郡山に愛着が持てる、郷土愛の醸成につながる活動
- (6) 事業者にあっては、自ら行う社会貢献活動又は社員の市民活動参加を支援する体制づくり若しくは市民活動団体への支援に積極的に取り組む活動

(顕彰対象者の推薦)

第4条 市長は、前条に該当していると認められる個人及び団体等について、公募の方法による推薦若しくは申込み又は各部局長、各行政センター所長若しくは各公民館長からの推薦を受けるものとする。

2 前項の推薦又は申込みは、郡山市市民活動推進顕彰事業推薦・申込書(別記様式)による。

(公募基準)

第5条 市長は、前条の規定により推薦又は申込みのあった個人又は団体等について、先進・発信性、協働性、継続性、公益性及び発展性・持続可能性について審査するものとする。

(選考及び決定)

第6条 市長は、第4条の規定により推薦又は申込みのあった個人又は団体等について、郡山市協働のまちづくり推進条例(平成22年郡山市条例第28号)第16条に規定する郡山市市民協働のまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)に意見を求めるものとする。

2 協議会は、必要に応じ専門部会を開催し、第5条の選考基準に基づき審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前2項の規定による審査の結果に基づき、顕彰する者(以下「被顕彰者」という。)を決定するものとする。

(表彰)

第7条 前条により決定した被顕彰者に対し、まちづくりハーモニー賞として表彰を行う。

2 前項に規定する表彰は、市民活動実践部門、市民活動応援部門、青少年・学校部門及びイベント部門の区分により行うものとし、部門ごとの対象者及び具体的な対象活動は、別表のとおりとする。

3 市長は、その功績が特に顕著であると認められる市民及び団体等については、前項に規定する部門の区分によらず、特別表彰を行うことができる。

4 第1項に規定する表彰は、表彰状等を授与して行う。

5 表彰は、市長が定める日に行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。

別表（第7条関係）

表彰部門	対象者	活動分野	具体的な対象活動
市民活動 実践部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人</li> <li>・団体</li> <li>・事業者</li> </ul>	(1) 歴史、伝統	地域歴史、伝統文化の振興等に取り組む活動
		(2) 音楽、スポーツ	音楽に親しむ機会を創出するなど「音楽都市 郡山」の浸透に取り組む活動 又はコミュニティ・スポーツの振興等に取り組む活動
		(3) 自然、環境	資源リサイクル、花いっぱい運動、河川の清掃活動、自然環境の保護、再生可能エネルギー推進など、都市景観や環境の改善等
		(4) 福祉、健康	住み慣れた地域で、豊かに、健康で、生きいきと暮らせるまちづくりに取り組む活動
		(5) 安全、安心	交通事故防止、防犯、防災、自殺予防、虐待防止など、セーフコミュニティに取り組む活動
		(6) 子育て、教育	子育てサークル、子どもの学習支援や居場所づくり、読み聞かせなど、子育てや教育支援に取り組む活動
		(7) 国際化	文化交流活動、多文化共生など、国際化に取り組む活動
		(8) 産業、仕事	特産品の開発、就労支援など、地域産業の振興や就業環境の改善等に取り組む活動
		(9) 地域活性化	地域間交流、地域間ネットワークの整備、地域資源の掘り起こしなど、地域の活性化に取り組む活動
		(10) 男女共同参画、人権	人権尊重や男女とも活躍できるまちづくりに取り組む活動
市民活動 応援部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人</li> <li>・団体</li> <li>・事業者</li> </ul>	(1) 社員のボランティア・社会貢献活動等を支援するための制度導入 (2) 市民活動団体への人的・物的・金銭的支援活動 (3) 市民活動の啓発活動など (4) その他市民活動の推進に貢献する活動	

<p>青少年・ 学校部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法 （昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校</li> <li>・ 学校に在学する者</li> <li>・ 福島県青少年健全育成条例 （昭和 53 年福島県条例第 30 号）第 14 条第 1 号に規定する青少年</li> <li>・ 青少年（学校に在学する者を含む。）が活動の主体である団体</li> <li>・ 青少年（学校に在学する者を含む。）が活動の主体である事業者</li> </ul>	<p>市民活動実践部門に同じ</p>
<p>イベント 部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人</li> <li>・ 団体</li> <li>・ 事業者</li> </ul>	<p>多くの市民が来場し、まちの活力や魅力の創出に貢献するイベントの開催</p>

別記様式（第4条関係）

郡山市市民活動推進顕彰事業推薦・申込書

年 月 日

郡山市長

推薦者・申込者	住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名 電話番号
---------	---------------------------------------

郡山市市民活動推進顕彰事業実施要綱第4条の規定により、顕彰団体等として下記のとおり推薦・申込みします。

記

- 1 被推薦者・申込者 氏名又は団体名  
住所又は所在地
- 2 代表者 氏名  
役職等
- 3 活動内容 別紙推薦・申込説明書のとおり
- 4 参考資料  
※活動の内容が分かる会報や総会資料・写真、取り上げられた新聞記事等  
団体の推薦・応募の場合は会計が分かる書類（任意様式）

(別紙)

推 薦・申 込 説 明 書 (個人・団体・事業者)

表彰部門	市民活動実践部門 市民活動応援部門 青少年・学校部門 イベント部門	推薦者	
------	--------------------------------------	-----	--

氏名又は団体・事業者名		
代表者 (団体・事業者の場合)	氏名	
	役職名等	
住所又は所在地	〒	
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	E-mail	
団体等の概要	(設立年月、構成員数、事業内容等)	

活 動 内 容

背景・目的			
具体的 活動内容			
特 徴			
先進・ 発信性			
協働性			
継続性	活動歴	年    月	※4月1日時点での継続年数を記載
公益性			

